議員ノ席次番号ハ改撰期毎ニ籤ヲ以テ之ヲ定ム

議事中議員ノ退席ハ其事故ヲ告ケ議長ノ許可ヲ得ヘシ

第四条

書面ヲ以テ議長ニ届出ツ可シ 議員ノ内事故アリ出席スルヲ得サル時ハ開会時限ニ先チ其事由

議事中議員相私語シ或ハ吸烟シ其他議事ヲ妨クルノ挙動アルコ

第六条

トヲ許サス

議事中ハ姓名ヲ呼ハスシテ議長又ハ何番議員ト呼フヘシ

第七条

議事中議題外ニ起リタル総テノ事件ハ議長之ヲ決シ或ハ会議ノ

決ヲ取ルヘシ

第八条

議 事

通常会ニ於テ議員ヨリ意見書ヲ出ス時ハ戸長之ヲ正ニ議ス可キ

者ト認ルニ於テハ会議ノ議案ト為スコトヲ得

但意見書ヲ出スハ少クモ開会当日ヨリ三日以前トス

第九条

議事ヲ開クトキハ議長ハ書記ヲシテ議案ヲ朗読セシム可シ

第拾条

議事ハ左ノ数次会ヲ経ルモノトス

第一次会

本会ハ議案ノ大意ヲ議シ可決スルトキハ第二次会ヲ開クヘシ

第二次会

本会ハ前会ニ可決シタル議案ヲ逐条審議シ毎節議決シ畢レハ第

三次会開クヤ否ヲ議定スヘシ

第三次会

本会ハ前会ニ可決シタル全案ニ就キ可否ヲ議定スヘシ

第拾壱条

議事前議長ハ先ツ其主意ヲ予メ演説シ衆議員ハ其意味解得ナサ

ル時ハ資問ノ上了解シテ発議ス可シ(ママ)

第拾弐条

議題了ラサル間ハ他ノ議題ニ発言スルヲ得ス

第拾三条

决

議

可否ヲ決スルノ法ハ起立シテ議長之ヲ定ムヘシ

第拾四条

動議ハ原案ニ先チ可否ヲ決ス可シ最モ原案ト大ニ異ナルヲ以テ

先トシ順次決ヲ取ル可シ 第拾五条

ヲ会議ニ問ヒ其議題ノ決ヲ取ルコトヲ得 討論審議中ト雖モ議長ニ於テ論旨既ニ尽キタリト認ルトキハ之

条之通議事細則議決候ニ付此段御届及候也

明治十七年七月

神奈川県令

沖

守固殿

往

山口国一氏所蔵資料に同様のものがある。

右者本年六月本県甲第五拾弐号ヲ以テ村会規則御布達ニ拠リ則チ前

橘樹郡大豆戸村外七ケ村

戸長 池谷 義広

(「干職必携」飯田助丸氏蔵)

町村会に関する高座郡長代理の訓示およ

兊

び同郡橋本村三か村戸長の上申書(1-13

(-)

高庶第千五百廿四号

町村会及連合会ニ関シ県令へ処分ヲ請ヒ若クハ伺届等ノ諸公文書ハ 戸 長

議員ノ辞職又ハ資格ヲ失ヒ及満期改撰等更迭ノ節ハ其都度退職就職 総テ郡役所ヲ経由スヘキハ勿論タルヘシ

町村会議員撰挙人被撰人トモ本籍寄留ヲ不問儀ト心得ヘシ トモ族籍氏名ヲ具シ郡役所へ届出ヘシ

明治十四年月本県甲第三十号布達第壱項ニョリ会議開閉時日場所ヲ

具シ郡役所へ届出へシ

席ニ就キ説示スヘシ

会議ニ当リ戸長ハ議按ノ旨趣ヲ弁明スルトキハ議長ノ席ヲ退キ番外

但臨時会ヲ要スルトキハ規則第廿八条但書ノ通タルヘシ

右為心得訓示候事

明治十七年八月十九日

高座郡長今福元潁代理

高座郡書記 伴野淳蔵 朋

治十七年八月廿六日

(「訓第四号四冊之内高座郡役処達」(明治一七年—)相模原市史資料室蔵)

(_)

上

伸

庶務懸へ質義候所当懸ノ通知信認セサレハ随意本県へ申出ベク云々 生スルニ付該六条ニ対シ其筋ノ御内示モ有之候ハ、明知致度趣ヲ以 ヲ以該届書ハ本郡庶務懸ヨリ返戻セラル畢竟其六条ノ解釈疑義ヲ起 七名ナル所規則第六条ノ主意ニ違背スル趣ニテ壱名減員スベキ云々 右ハ規則ニヨリ郡下相原村外三ケ村々会議員人名本郡衙ヲ経由本県 へ届出方去ル十一日別紙届書ヲ以進達候然ルニ相原村ノ儀村会議員

通牒セラレタリ抑町村会規則第六条ヲ熟視スルニ単ニ戸数ニ従ヒ之

共直接本県へ届書相添併テ理由開伸候間若シクハ町村会規則第六条 ト信認候ニ付目下会議ニ差逼リ居候間別紙村会議員及ヒ連合会議員 ルヲ以テ議員七名ヲ選定スルモ敢テ御規則ニ触ルヽモノニ無之モノ ヲ定ムルモノト有之是ニ依テ之ヲ視ルニ相原村ノ如キハ二百廿戸ナ

ニ抵触ノ点モ有之候ハ、至急明瞭

ノ御訓示奉仰候也

戸長 原 清兵衛 高座郡橋本村外三ケ村

神奈川県令 沖 守固殿

(「諸願屆開申級込」(明治一七年—) 相模原市史資料室蔵

橘樹郡下学区連合町村会関係文書 (1-5)

참

(-)

神奈川町外一ケ町学区外四学区連合町村会議事細則本郡役所ヨリ交 付相成候間別紙之通謄写御回送申候也

十八年五月十五日

大豆戸村外七ケ村

戸長役場 (E)

高等科連合会議員

飯田快三殿

(別紙

神奈川町外一ケ町学区外四学区連合町村会議事細則

議場整理

議員ノ席次番ハ改撰期毎ニ籤ヲ以テ之ヲ定ム 但時宜ニ依リ議長之ヲ伸縮スルコトヲ得 会議ハ午前九時ニ始メ午後三時ニ終

議事中議員退着席ハ議長ノ許可ヲ得ヘシ

議員ノ内事故アリテ出席スルヲ得サルトキハ開会時限ニ先タチ

其事由ヲ議長ニ届出ヘシ

議事中議員相私語シ或ハ吸煙シ其他議事ヲ妨クル挙動アルコト 165

議事中議題外ニ起リタル総テノ事件ハ議長之ヲ決シ或ハ回議

議事中ハ姓名ヲ呼ハスシテ議長及ヒ何番ト呼ベシ

決ヲ問フヘシ

議 事

議事ヲ開クハ議長ハ書記ヲシテ議案ヲ朗読セシムヘシ

第一次会

議事ハ左ノ数次会ヲ経ルモノトス

本会ハ議案ノ大意ヲ議シ可決スルトキハ第二次会ヲ開クヘシ

第二次会

三次会ヲ開クヤ否ヲ決スヘシ

本会ハ前会ニ可決シタル議案ヲ逐条審議シ毎節議決シ畢レハ第

第三次会

本会ハ前会ニ可決シタル全案ニ就キ可否ヲ議定スヘシ

発 言

答スへシ若二人以上同時ニ起立スルトキハ議長其一人ヲシテ発言 発言セントスルモノハ先ツ起立シテ議長ト呼ヒ之ニ向ヒ弁論問

セシム

議題了ラサル間ハ他ノ議題ニ付発言スルヲ得ス

コトヲ得

决 議

動議ハ原案ニ先チ可否ヲ決スヘシ 可否ヲ決スルノ法ハ起立又ハ投票ヲ用ヒル等便宜議長之ヲ定ム

(=)

『橘第九十二号』(朱書)

明治十八年五月廿二日 橘樹郡長 松尾豊材 此旨告示候事

神奈川町外一ケ町学区外四学区連合町村会議員左之通当撰相成候条

南綱島村外七ケ村学区

木 正 次

鈴

神奈川町

町 小 林 彦四郎

宮 森 清

子 鶴 青

村

村

佐久間

亮

義

椎 橋 宗

飯 田 快

北綱島村 大豆戸村 安 見 木

> 輔 実

北寺尾村 滝 Ш 和 助 三

166

議論冗長ニ渉リタルト認ムルトキハ議長ハ之ノ発言ヲ中止スル

高等科連合学区議員

飯田快三

十八年六月十日

候也

(三)

小

机

村

島

下管田村 東寺尾村

小 持

Ш 丸

勢 兵

三郎 定

輔

神奈川町外一ケ町学区外四学区

連合町村会議員

神奈川町外一ケ町学区外四学区連合町村会議事細則為議定本月十二

日神奈川学校ニ於テ連合町村会開会候条当日午前第八時同校へ参着

松尾豊材

橘樹郡長

可致候旨相達候事

明治十八年六月九日

前書之通達相成候間当日時間無遅滞御出頭相成度此段御通知およひ

『庶第六百八十号(朱書)

書面議事細則認可候事

明治十八年六月二十三日

戸長役場(印)

(注) 前揭。

議事細則議決上申書

成候条此旨及通達候也

明治十八年六月廿四日

橘樹郡長

松尾豊材

神奈川町外一ケ町学区外四学区連合町村会議事細則左記之通認可相

神奈川町外一ケ町学区連

神奈川町外一ケ町学区外四学区連合町村会議事細則別紙之通議決候

間御認可相成度此段上申候也

明治十八年六月十三日

神奈川県令

沖

守固殿

橘樹郡長

松尾豊材

神奈川県令 冲

守固し

『橘第一三九号』

(174)

『橘庶第一〇八八号』(朱書)

(E)

神奈川町外一ケ町学区外四学区

戸 長 役

連合町村会議員

場

甲号

及其他議案

一金拾弐円

教育費

内 金拾弐円

書籍器械費

乙号

金四円拾銭 会議費

金六拾銭 金六拾銭 俸給

内

右一部宛及交付候条会日携帯出頭可有之此旨相達候事

同断明治十八年度教育費予算議案三部

神奈川町外一ケ町学区外四学区連合明治十七年度教育費予算議

明治十八年六月廿三日

『橘第一三七号』(朱書)

金五拾銭 内 雑給 書記給料

橘樹郡役所

臨時雇給

金五拾銭

三円

金

諸費

金三円

内

神奈川町外壱ケ町学区外四学区

連合町村会議員

丙号

一金拾弐円

教育費

消耗品

会議費

金四円拾銭

計金拾六円拾銭

日午前第九時同校江参着候様可致此旨相達候事

明治十八年六月廿四日

橘樹郡長

松尾豊材

育費為議定本月廿六日神奈川学校ニ於テ学区連合町村会開会候条同 神奈川町外壱ケ町学区外四学区明治十七年度教育費及ヒ十八年度教

内 訳

金拾六円拾銭

168

神奈川町外一ケ町学区外四学区連合町村会明治十七年度教育費予算

ノ命ニ依リ此段及御通牒候也

明

治十八年五月八日

戸長役場御中

別紙記載之諸項至急調査ヲ要スル義有之候ニ付取調之義本県ヨリ照

高庶第千五十八号

会有之候条速ニ御取調来ル十五日会同之際無相違御携帯有之度郡長

是ハ明治十八年一月一日調神奈川町外一ケ町学区外四学区学

於人員何百人ヲ率トシテ各町村負担額ヲ定メ其賦課徴収方法

ハ各町村会ノ評決ニ任ス

但徴収期ハ何月何日トス

丁号

付金弐拾五銭ト定メ而シテ該通学生徒ヨリ直接之レヲ受取ルモ

神奈川学校ヲ高等科ト定メ高等科生徒授業料ハーケ月一人ニ

ノトス

(「関議事類」 (明治一八年) 飯田助丸氏蔵)

九

高座郡下の維新前諸会議の有無等に

関する取調の件達

(-)

明治十八年五月十九日

高座郡長

今福元顥

但該項目中秘密ヲ要スルモノモ有之候ニ付其辺注意可致候也

へ可差出此段相達候也

戸長 桐生增兵衛殿

取調条目

第一 慣例ハ如何 維新前町村ニ相談会又ハ寄合等ノ如キ会議ノ設ケアリシヤ其

ħ

第四

第二

右会議ニ何等ノ者出席シタルヤ

又仝会議ニ於テハ何等ノ事項ヲ議定シタルヤ

仝会出席人貧富ノ差ニ依リ自ラ議決上ニ勢力ノ等差アリタル

第五 現今ノ区町村会議員ハ地租収納者ニ限ルノ成規ナルニ之ヲ維

新前ノ議員ニ比スレハ其出席権利上ニ不平均アルカ又其不平均

高座郡役所庶務課

(=)

五月廿二日

高庶第千四十一号

リ書類ヲ要スルモノハ之ヲ添へ所見ヲ付セラレ来ル廿五日迄ニ当衙 列記ノ条項詳細取調之義本県ヨリ照会有之候間取調ノ上各項目ニ依 維新前町村ニ於テ相談会又ハ寄合ノ如キ会議ノ設ケアリヤ否等左ニ

第七 第六 区町村会ノ景況及創立以来ノ盛衰

仝撰挙権アルモノハ悉ク自ラ進テ投票スルカ将タ官ヨリ督促

スルカ

第八 仝上ノ権利アル者ニテ投票ヲ為サヽル者アルカ又ハ此等人員

漸次減少ノ勢ナルカ

第九

当撰ヲ辞スル者数多之レアリヤ此等人員ハ渐次減少ノ勢ナル

第十一 区町村会ニ於テ議決シタル費金ヲ以テ挙行スル事項ノ細目

仝会ノ設アルカ為メ行政上便宜不便宜ノ条件

第十

カ

第十二 連合区町村会ノ有無及其議案

第十三

収事務ヲ引離ストキハ余程閑ニ帰スヘキ見込カ

租税徴収事務ハ戸長役場諸事務ノ大部分ニ居ルカ若シ此徴

管内重ナル神社仏閣参詣人ノ盛衰〔但現今ノ実況〕

(「訓第五号高座郡達書」(明治一八年) 相模原市役所蔵)

高座郡上草柳村下草柳村連合会議事細則

흐

認可伺

高座郡上草柳村下草柳村連合会議事細則伺

議場整理

但時宜ニヨリ議長之ヲ伸縮スルコトヲ得 会議ハ午前九時ニ始メ午後三時ニ終

議員ノ席次番号ハ改撰ノ期毎ニ籤ヲ以テ之ヲ定ム

議事中議員ノ退着席ハ議長ノ許可ヲ得ベシ

議員ノ内病気其他ノ事故アリテ出席スルヲ得ザ

ルトキハ開会時

限ニ先タチ該事由ヲ議長ニ届出ベシ 議事中議員相私話シ或ハ吸烟シ其他議事ヲ妨クルノ挙動アルヲ

許サズ

議事中ハ各自姓名ヲ呼ハスシテ議長又ハ何番議員ト呼ベシ

議事中議題外ニ起リタル総テノ事件ハ議長之ヲ決スベシ

事

議事ヲ開ク時ハ議長ハ書記ヲシテ議案ヲ朗読セシムベシ

第一次会

議事ハ左ノ数次会ヲ経ルモノトス

本会ハ議案ノ大意ヲ議シ可決スル時ハ第弐次会ヲ開クベシ

第二次会

次会ヲ開クヤ否ヲ決スベシ 本会ハ前会ニ可決シタル議案ヲ逐条審議シ毎節議決畢レハ第三

神奈川県令

沖

守固殿

本会ハ前会ニ可決シタル全案ニ就キ可否ヲ議定スベシ

言

答スベシ若シ弐人以上同時ニ起立スルトキハ議長其壱人ヲシテ発 発言セント欲スル者ハ先ツ起立シテ議長ト呼ヒ之ニ向ヒ弁論問

議題了ラザル間ハ他ノ議題ニ就キ発言スルヲ得ス

ベシ 可否ヲ決スルノ法ハ起立又ハ投票ヲ用ヰル等便宜議長之ヲ定ム

当上草柳村下草柳村弐ケ村連合会議事細則前記之通リ連合会ノ議決 右ハ明治十七年本県甲第五拾弐号区町村会規則第五条之明文ニョリ 動議ハ原案ニ先タチ可否ヲ決スベシ

ヲ得候間御認可相成度此段奉伺候也

明治十九年五月三日

高座郡下鶴間村外三ケ村

戸長 富沢豊治郎(印)

(「指令綴」(明治一七—一八年) 大和市役所蔵

第二節 県会関係

県会議員選挙に関する愛甲郡長の伺案

県会議員撰挙ノ儀ニ付伺案回議

撰任ノ事ニ至ル是此順序自ラ然ラサルヲ得サルモノト雖茲ニ一ノ顧 今般郡区制定ニ際シ首トシテ郡長ヲ挙ラレ尋ニ郡書記ニ及支邨戸長

銕中ノ錚々ニ撰フモ恐ラハ其人ヲ得ルニ難カラン若然ラハ大事ノ県(ク睒) 慮仕ルヘキモノアリ県会議員則チ其人ナリ地方相当ノ人材ヲ撰抜ス ル已ニ前顕ノ順序ヲ以テス至大ノ責任何人ニ担任セシムベキヤ之ヲ

撰抜シ 議員ニ撰定セハ各自其議スヘキ条款ニ就キ予 而シテ戸 長撰挙ニ及 ヒ度右ハ別紙ノ通リ旧戸長副ヨリ伺出候義モ有之目下切迫ノ事件ニ 会モ徒ニ虚飾ニ属シ其効迹ヲ見ル能ハサルヘシ如斯ハ今般地方治勢 一大改革ノ御主意ニモ抵触致スヘキカト思慮仕候依テ先県会議員ヲ

付至急何分ノ御指令有之度此段相伺候也 明治十一年十二月廿一日

神奈川県令 野村 靖殿

(注)別紙欠。

愛甲郡長 中山信明

(「指令伺綴」大矢ゑひ氏蔵)

品 県会議員選挙人 被選挙人名簿編 制 心得

乙第百八拾四号

郡区役所

シ調製次第其旨可届出此旨相達候事

県会議員撰挙可致候就テハ被選人并選挙人名簿別紙ニ照準至急編制

神奈川県令 野村

靖

被選人名簿ハ各郡区役所ニ於テ調製スヘシ 被選人名簿編制心得 (別紙

明治十一年十二月廿三日

被選人ヲ調査スルハ府県会規則第十三条ニ照シ抵触スル所無

E ノヲ左ノ雛形ノ如ク記名シ本人ヲシテ調印セシムヘシ

但年齢 ハ明治十二年二月ヲ以テ計算スヘシ

某 区郡 某

村町 何 番 地

何

之

誰

美濃紙八ツ切

名簿ハ西ノ内竪帳ニ製シ半葉ニ右ノ名刺四枚ヲ貼付シ其結尾

明治十二年二月何年何ケ月何年何月何日生

郡長及之ヲ担当シタル書記記名調印スヘシ 被選人名簿ハ議員ノ補欠等々要用ニ付左ノ異動アル毎ニ必ス加

除訂正スヘシ

転居及他郡区入送籍

死亡失踪

新ニ同条ニ適スル者 年齢不足ナル者二十五年ニ満チ納租拾円以下 府県会規則第十三条ニ抵触ヲ生スル者

年ニ満チシ等ノ類ヲ云他府県ヨリ転籍ノ者三

地租ヲ納ムルノ額其郡区外ニ在テ調査シ難キモノハ他郡区

会シ或ハ県庁ノ納租簿ヲ閲スル等ノ処分ヲ為スヘシ

ヲ望ムトキハ何時モ差支ナキ 被撰人名簿ハ他郡区ヘモ通シテ用ユルモノニ付他郡区ヨ ノ便宜ヲ為シ置ヘシ 1リ借覧

撰挙人名簿編制心得

撰挙人ヲ調査スルハ府県会規則第十四条及第十三条中ノ第

撰挙人名簿ハ各郡区役所ニ於テ調製スヘシ

|第三項ニ抵触スル所ナキ者ヲ左ノ雛形ノ如ク記名シ本人ヲシテ

調印セシムヘシ

へ照

|選挙期日及会場等ハ郡区長ヨリ可相達儀ト可心得事

橘

樹 浜

郡 区

四 五.

人

都 久良岐郡

筑 郡 横

此旨布達候事

明治十一年月第十八号公布府県会規則ニ依リ本月中ニ選挙会可相開

本年ョリ県会開設候就テハ県会議員初度選挙ノ員数左ノ通相定候条

庶

〔甲第二十七号〕

杂

第

П

|県会議員選挙区と定数

準拠スヘシ

シ及其郡区外ニテ地租ヲ納ムル者取調方等ハ総テ被撰人名簿心得 撰挙人名簿ハ議員補欠等時々要用ニ付其異動アル毎 名簿ノ用紙及其調製方ハ被撰人名簿ト同 某 区郡 某 村町 何 番 地 明治十二年二月何年何カ月何年何月何日生 何 之 ニ加除訂正

(神奈川県布達)

鎌 西多摩郡 北多摩郡 倉 郡 足柄下 高 三 南多摩郡 座 浦 蔀 郡 郡 三人 四人 四人 四 人

大 足柄上郡 住 郡

誰

津久井郡

淘

綾

郡

愛

甲

郡

(神奈川県布達)

솟 県会議員公撰不可之建言 県会議員公選反対建言書

至平ノ道ヲ尽シ敢テ暴慢雷同等ノ挙動ナク其論議中聊カ一点ノ私議 伏テ命ヲ左右ニ請フ夫レ県会議員ノ任タルヤ極メテ重ク上ハ以テ朝 旨ヲ遵奉シ下ハ以テ土地ノ形勢人民ノ情態ヲ明察シ其人トナリ大公 村公之虎皮下ニ奉ジ公則恐レヲ顧ミズ県会議員民撰不可ノ議ヲ呈シ 御管下高座郡福田村平民農 山下康哉 薫沐敲頭謹而書ヲ神奈川県令野

ト恰モ影ノ物ニ従フガ如 ルベキヲ弁説シ其ノ服スベキハ虚心公平ノ心ヲ以テ之レニ服スル 、挾ム等ノ癖ナク其論ズベキ所洋々平気言語温和ニシテ其ノ理 ク敢テ一身ノ謀功ヲナサズ勉メテ人民ノ安

寧ヲ計リ以テ職ニ斃ルヽノ剛志ナカル可ラズ如斯ノ人ヲ得テ始メテ

173

ファ

. 県会議員ノ任タル其重キコト郡区長ノ右ニ出ルト雖トモ亦不可 県内ノ人民ヲシテ泰山ノ泰キニ置クコトヲ得ンヤ是ヲ以テ論ズレ

其不幸一郡区ニ止ル尚モ県会議員其人ヲ得ザレバー県内人民ノ不幸 テヲヤ未ダ其ノ味ヲ啜ラザルモノ十ノ半ニ過グベシ如斯キノ人智ヲ 法ニ於テヲヤ况ンヤ欧米文明ノ意ニ基キ此ノ会議ヲ発クノ趣意ニ於 抑ノ余弊未ダ全ク洗除セザルノ故乎都会ノ人民既ニ智且ツ開化ニ進 ラシムト雖トモ維新日尚未ダ浅キノ故ヲ以テ乎将タ七百余年封建圧 ヤ我国上ニ英明ノ君アリ下ニ赤心ノ臣アツテ以テ能ク治道ヲ興隆 撰挙スルニアラザレバ必ズヤ挙々失スルノ患アルベシ然リ而シテ今 公平準ヲ要スルヤ任当事理ニ適実スベキヤ否ヤヲ洞察シ以テ之レヲ 心ヲ嵌シ以テ其ノ道ヲ私スベカラズ必ズヤ其撰挙セント欲スルノ人 ムト雖トモ僻邑ノ住民ニ至リテハ未ダ甞テ旧物ヲ改メス父以テ其子 ニシテ其患フベキ亦更ニ大ナリ嗚呼県会議員ノ任亦重乎重矣其任既 ノ験アルヤ否又其ノ目的トナス処何等ノ方向ニ其 ノ之ヲ撰挙ス者モ亦同心協力極メテ公平ノ心ヲ以テ敢テ親疎恩讎ノ ニ重ケレバ則チ之レヲ挙撰スルノ道モ亦難カラザルヲ得ズ然ラバ其 、平素何等ノ説ヲ吐キ何等ノ叓業ニ従事シ或ハ百折撓マズ老錬明識 教ユルヲ知ラズ子以テ其父ヲ養フヲ知ラザル多シ况ンヤ天下ノ大 ルベシ如何トナレバ郡区長ノ任重シト雖トモ若シ其人ヲ得ザルモ ノ心鉾ノ向フヤ至

野

ナス可ラズ試ミニ観ヨ欧米諸国ノ良法ヲ以テ俄カニ亜非利加南部ノ

知

区別ニヨリ物事平準ヲ要スルト要セザルアリ今ヤ欧米ヲ以テ規矩ト 適シ誠ニ良法ト言ツベシ然レドモ人民開化ノ等級ニ随ヒ亦大小夏ノ ヤト余亦答テ曰ク議員ヲ撰挙スル民撰ヲ以テ之ヲナス固ヨリ理義相 ト言フベカラズ康哉夙ニ之ヲ患ヒ以テ人ニ語ル或人曰ク議員ヲ撰挙 以テ重任ヲ負担スル如斯キノ議員ヲ撰挙スル未ダ挙々ヲ失フ患ナシ スル民撰ヲ以テ之ヲナス欧米諸国皆然リ然ルヲ子独リ之ヲ患フ何ゾ

区十四郡ノ人民安危隆替ノ満足スルノミナラズ其ノ盛ナルコト果シ 府県内ニ本籍ヲ定メタル地租十円以上納ムルモノ議員タルヲ得ベ 以ナリ亦問フ其ノ郡区内ニ施テ地租五円以上納ムルモノヲシテ其 語ル可カラサレトモ之ヲ欧米諸国 テ抜擢アラシムレバ果シテ挙々失フノ患ナキ矣乎然ルトキハ管下 ト余モ亦然リ故ニ其ノ素志ヲ閣下ニ奉通スル所以ナリ嗚呼閣下 ノ公布モ之レ有リ然ル所ノ現今納租人御調査ノ法適実スル能 ス可ラズ之レヲ余ノ民撰ヲ可トナサズシテ却ツテ官撰ヲ可トナス所 フシテ語ル可ラズ故ニ其ノ良法ト雖トモ今俄カニ之レヲ我国ニ施行 ルナリ今ヤ我国人智ノ等級素ヨリ亜非利加南部ノ民ト日ヲ同フシテ ノ父母ナリ民ノ父母ナリ矣希クハ下情御洞察アリテ英邁ノ活眼ヲ以 一蛮国ニ施行セバ果シテ行ハルヤ否ヤ我断シテ其ノ施行ノ難キヲ ノ民ニ較スルニ至リテハ亦日ヲ同 パバズ哉 ハ民

ル

七

カ如シ果シテ然ラハ太政官第十八号府県会規則中地租十円以上

ノト雖モ所有権ヲ有スルモノハ仍ホ議員及ヒ選挙人トナルヲ

コトナシ」ト右御達ニ拠レハ他ニ地所ヲ質入ト為シ現ニ地租ヲ納メ 有権ヲ移転スルニ非サルヲ以仍ホ議員及ヒ選挙人トナルノ権ヲ失フ 本月五日本県乙第三十号ヲ以議員選挙会取扱方心得御達 中

第 六項 卆

県会議員選挙資格に関する件伺

議員選挙ニ付同

一議員及ヒ選挙人トナルヲ得ヘキ者其所有地ヲ質入書入トナスモ所

イニ取ルベキアラバ請フ一度余ヲ閣下ニ招キ給ハンコトヲ余モ亦門 県令其ノ文礼ナキト言語ノ不遜ヲ責メズ正明寛大ノ意ヲ垂レ賜ヒ幸 余ヤ素ヨリ僻邑ノ一小農未ダ甞ツテ文字ニ長セズ筆ニ意ヲ尽スコ 能ハズ其ノ文体ニ礼ナク言語ニ不遜ノ語アルヤ必セリ矣憐レ願クハ テ他県ニ甲タル可シ之レ子ノ聊カ国家へ志ヲ尽ス所以ナリ然レトモ

下ニ敲頭シテ自ラ其ノ愚志ヲ弁ズルコトヲ得ン予何ヲ以テカ之レニ

明治十二年二月七日 神奈川県令 野村公閣

過ギンヤ康哉昧死伏テ斧鉞ノ誅ヲ待ツ

恐惶頓首

半 康哉

(桜井栄一郎氏蔵)

質入ト為スモ夫レカ為メ其権利ヲ失却セシ者ニ非スト云フヨリ成立 テ本県御達所有権ヲ移転スルニ非サルヲ以テトアルヲ視レハ地所ヲ 随テ世安ヲ図リ公益ヲ務ムルニ堪エサルヨリ成立候儀ト被考候而シ ハ明解スル能ハスト雖モ蓋シ資力アル者ニ非レハ衆庶ノ信用モナク

ヲ納ムル者ニ限ルトノ成文ニハ聊カ支齬ヲ覚エ候抑モ該成文ノ深意

租十円以上納ムル者ニ限ルトアル御成規ハ実施スルコト能ハサル 做シ難シ若資力ナキモノモ議員及ヒ選挙人トナルヲ得ルトナレ シモノ、如シ然レトモ地所ヲ質入ト為セシ者ハ資力アルモノト カ

団ヲ生候間至急御指揮相成度此段御伺候也

如シ右ハ目下被選挙人名簿モ整理シ議員選挙会ヲ開設スルニ際シ疑

明治十二年二月

神奈川県令 野村

靖殿

議事傍聴心得

仌

議事傍聴心得書

リ之ヲ収ムへシ

第壱条

会議ヲ傍聴スル者ハ必ス傍聴牌ヲ齎スヘシ傍聴牌ハ一日限

第二条 傍聴牌ハ其日開会ニ先テ議事堂受付所ニ至リ名刺ヲ出シ之

175

郡長名

(「草稿級」 (明治一二年) 山口国一氏蔵

ヲ乞フヘシ

煙スルヲ得ス若シ規則ニ従ハス議長ニ於テ議事ノ妨ケヲ為ス者 会議ヲ傍聴スル者ハ静粛ヲ主トスヘシ互ニ語ヲ接シ又ハ喫

見認ムル者ハ書記ニ命シテ之ヲ退去セシムヘシ

右之条々確守可致事 第八月四日 明治十二年

(桜井栄一郎氏蔵)

正副議長

故ニ矯ムルニ中央集権ノ道ヲ以テス是大政府カ維新ノ初ニ方リ三百 シモ利アルノミナラン葢シ封建割拠ノ世天下常ニ尾大不掉ノ勢アリ リ地方分権得喪アリ集権ノ論末タ必シモ害アルニ非ス分権ノ説豈必

ノ説是レ曽テ朝野ヲ動カシタル天下ノ一大問題ナリ中央集権利害ア

年来覇府諸侯ノ久ク私セシ土地人民ノ所有ト其擅ニセシ刑政兵馬

時ニ当テ天下唯施政ノ画一ナラサランコトヲ是憂フ故ニ出テ府知事 権柄トヲ収攬シテ大小三百ノ列藩ヲ挙ケテ一掃シ尽セシ所以ナリ此

県令トナルモノ皆中央政府ノ権リニ官撰ヲ以テ之ヲ命シ其土地人民

ラス天下ノ大勢已ニ定マリ集権ノ幣害将サニ成ラントスルニ際シ人 日アリ今ニシテ而テ其制ヲ更メサレハ従テ生スルノ幣害又浅少ニア 、治シム既ニ其弊ヲ矯矣政令ノ其揆ヲ一ニシ大権ノ中央ニ集マルヤ

設クルハ衆庶ノ情意ニ適スルヨリ先ナルハ莫シ今ヤ熟々県下人民情

伏シテ惟ミルニ政ヲ施スハ人民ノ便利ヲ謀ルヨリ要ナルハ莫ク制ヲ

明治十五年

県令公撰ノ建議草稿

究

県令公選に関する建議草稿

地方分権ノ今日ニ急要ナル又何ヲ疑ハン

民自治ノ気風ハ反テ其間ニ長シテ依頼ノ習俗稍此中ニ消スルヲ見ル

苟モ其特権区域ヲ拡充セハ大政府ハ忽チ地方ノ政治上大ニ煩ヲ省 抑モ分権ナル者ハ則チ地方長官ノ特権区域ヲ拡充スルノ謂ヒニシテ ノ便ヲ得ルハ智者ヲ俟テ而テ知ルニ非ルナリ煩ヲ省テ簡ニ就ク唯大

政府ノ事務ヲ减ルノミナラス之カ地方人民タル者欣然産ヲ殖シ勃然

|テ書ヲ裁シテ閣下ニ建議ス

規則第一章ノ明条ヲ奉シ事大ニ県治ノ利害ニ関スルモノアルヲ以テ

ニ便シ下モ衆庶民ノ情意ニ適セシムル是本会議員ノ職分ナリ府県会 振作シ其将サニ衰ヘントスル依頼ノ習俗ヲ掃蕩シ上ミ大政府ノ施政 閭巷ニ消滅スルモノヽ如シ其将サニ盛ンナラントスル自治ノ気風ヲ 意ノ在ル所ヲ顧ミルニ自治ノ気風大ニ山野ニ伝播シ依頼ノ習俗稍ク

176

勢トニ従ヒ利害得喪其効ヲ異ニスルモノヲヤ中央集権ノ論地方分権 凡ソ物利アレハ則チ害之ニ伴フ况ヤ政ヲ施シ制ヲ設クル必其時ト其 カラス民業已ニ殊ナレハ風俗人情亦従テ別異ナキ能ハス風俗ノ別ナ

已ニ此ノ如シ山野ノ惨状又此ノ如シ而テ今日人民ノ尚ホ因テ以テ僅 頼ルノミ加フルニ客歳ニ至ル迄ニテ第四十八号ノ公布アリ令一度出 富ヲ挙テ以テ東京ノ文明ヲ装飾スルニ至ル而テ其然ルヲ致ス所以 局遂ニ今日ノ極ニ陥リ言フニ忍ヒサルノ惨状ヲ呈ス其循環融通ノ利 寰宇大矣土壌広矣山川地形ヲ同クセス海陸民業自ラ殊ナリ地形同シ シテ且重シ公撰ハ正ナリ官選ハ権ナリ権豈久シク正ヲ犯スヘケンヤ 民ノ安危休戚ヲ握ルモノナリ其官ヲ命シ其職ヲ任スル関スル所大ニ 務改良ノ聖意ヲ以テスレハナリ夫レ地方長官ノ職タル掌裡其管内人 義務ヲ尽スニ怠ラサルモノ豈他アランヤ大政府明カニ示スニ地方政 テ賦税忽チ倍ス而テ下民ノ翕然トシテ其令スル所ニ服シテ敢テ或 カニ自ラ存ルコトヲ得ルモノ唯幸ヒニ此年ノ豊穣ト米価ノ騰貴トニ モノ又集権ノ余弊ニアラサルハナシ噫又恤マサル可ンヤ地方ノ衰能 ヲ得サルヤ年々歳々地方ノ膏血ヲ他ノ中央首府ニ輸出シ去テ天下ノ ョリ微ナリ歳豊ニシテ傖父顔ニ菜色アリ冬暖ニシテ山妻肌尚寒シ結 下ノ貨財百物皆中央首府ニ麕集シテ地方ノ零落日ハ日ニ衰ヘ年ハ年 又従テ地方ニ併行スルヤ必セリ顧テ本邦今日ノ景状ヲ観察スルニ天 シ又益々政治ノ思想ヲ発達スルニ至ラン分権ニシテ行ハルレハ分財

ケ動モスレハ輌チ其政ヲ施スヤ信シテ以テ便トスル所ニシテ反テ人大人情ニ漁スモノ画一制度ノ不可ナル固ヨリ言ヲ俟タス今日ノ地が長官タルモノ皆才智学識ヲ備へ能ク其事ニ幹タルニ堪ユルノ人材ニ共人情ニ通セス其風俗ニ達セサルヲ以テ施スへカラサルノ政ヲ施ニ其人情ニ通セス其風俗ニ達セサルヲ以テ施スへカラサルノ政ヲ施ニ其人情ニ通セス其風俗ニ達セサルヲ以テ施スへカラサルノ政ヲ施ス可ラサルノ地ニ施シ設クへカラサルノ制ヲ設ケ難シ凡ソル同一ノ政ヲ施スてカラカルノ

業ヲ興シテ其生計ノ度ヲ進メ其快楽ノ情ヲ暢へ転タ教育ノ進歩ヲ促

ヒニ採択ヲ賜ハ、県下人民ノ幸福ナルノミナラス政府又一地方ノ施深ク県民実際ノ情状ヲ観察シテ敢テ之ヲ閣下ニ建議スル所以ナリ幸然ハ則チ之ヲ条理ニ問フモ我政府ハ実ニ地方分権ヲ許サル、ノ理ア撰ノ正ナル地方政務ノ改良之ヲ措テ他ニ亦急要ナルモノアルヲ見ス

弊彼レカ如ク地方ノ民情又此ノ如シ今日地方分権ノ利ニシテ県令公今日ノ如クナルヲ保セン又焉ソ終ニ其弊ナキヲ知ラシヤ中央集権ノ県幸ヒニ未タ曽テ此弊アラスト雖モ将来焉ソ永ク良県令ヲ得ルコト

政ヲ改良シ事務又従テ其煩ヲ省スル所アラン閣下冀クハ明鑑ヲ垂

ノ不利ヲ惹クモノアリ况ヤ其僚属又多ク異郷ノ人士ヲ用フルヲヤ本民ノ不便ヲ招キ其制ヲ設クルヤ視テ以テ利トスル所ニシテ反テ衆庶

第三節

県行政と民情

Ŧ 再拝謹白

(添田茂樹氏蔵)

甲第百七十五号

本年月二本県甲第百七十二号ヲ以テ政談講学ヲ目的トシ演説若クハ

論議スル会場ヲ開設セントスル者ハ所轄警察署エ可届出旨布達候ニ

付テハ右会場エ警察官吏監臨候条為心得此旨布達候事

明治十一年十二月廿三日

神奈川県令

野村

靖

8 言論 集会等取締に関する件達 (1-五)

(-)

甲第百七十二号

行可致旨布達候処自今政談講学ヲ目的トシ演説若クハ論議等ノ為集

本年月本県甲第百六号ヲ以テ演説会ヲ開ク者ハ其都度許可ヲ経テ施

会候節ハ左ノ通相心得可届出此旨布達候事

但現今許可ヲ経開場ノ分ハ本文ニ準シ更ニ又可届出事

神奈川県令 野村

靖

明治十一年十二月二十日

第一条

出ス可シ

ハ予メ会主及ヒ会員三人以上ノ連名ヲ以テ其所管警察署ニ届書ヲ

凡政談講学ヲ目的トシ衆ヲ集メテ演説若シクハ論議スル者

但定日時ナキ者ハ開会ノ日ヨリ少クトモ三日前ニ届書ヲ出ス可

第二条

届書ニハ会合ノ趣意場所及定日時又ハ定日時ナキ事及会主

甲第弐百三拾号

明治十二年十二月廿七日

諸新聞並二雑誌類読売候儀自今禁止候条此旨布達候事

神奈川県令 野村

靖

(=)

本年四第十弐号ヲ以テ集会条例布告相成候ニ付テハ明治十一年上甲

甲第八十五号

旨布達候事

第百六号同十一甲第百七十二号甲第百七十五号布達ハ相廃シ候条此

明治十三年五月十日

神奈川県令 野村

靖

178

ト会員三人以上ノ住所属族姓名ヲ明細ニ記載スヘシ

其営業人名簿ヲ警察本署ニ差出スヘシ

但取締向ニ付費ス所ノ費用ハ各組合ニ於テ適宜ニ之ヲ定ムヘシ

行事ハ警察官ノ指揮ニ随ヒ其郡区内営業者等ニ伝達シ及之

モノトス其行事ハ互撰投票ヲ以テ之ヲ定メ且郡区役所ヲ経由シテ

第

条

劇場取締規則

前条ノ営業者ハ一郡区ヲ一組トナシー組ニ正副行事ヲ置ク

第三条

ヲ申報スヘシ

第二条

揮ヲ受ク可シ

但戸長役場並ニ公立学校病院モ亦本文仝様タル可シ

候事

今般諸印版取締規則左之通創定来ル五月一日ヨリ施行候条此旨布達

甲第三十七号

(三)

但行事撰定之儀ハ六月十五日限リ可申出事

明治十四年三月十二日

第一条

諸印版取締規則

神奈川県令 野村

靖

第五条 記シ臨時取調ノ用ニ供スヘシ 疑敷者ト見認ルトキハ最寄警察署又ハ分署へ密告スヘシ

第四条

印章ハ其印影文書ハ其書名並依嘱者ノ住所氏名ヲ帳簿ニ詳

(四)

甲第二百三十六号

劇場取締規則左ノ通相定メ来ル明治十五年一月一日ヨリ施行候条右

ニ関スル従前ノ布達ハ仝日限リ廃止ト心得へシ此旨布達候事

但已ニ許可ヲ得タル定席ニシテ引続営業セント欲スルモノハ別ニ

出願ニ不及候事

雖モ若シ官庁外ヨリ官ノ文書及印影ノ彫刻印刷ヲ頼ム者アルトキ

印判板木活版銅版焼印石版等ノ業ヲ営ナム者及其他ノ者ト

ハ其住所氏名ヲ聞取リ其着手前直ニ所管警察署又ハ分署ニ届出指

明治十四年十二月十三日

神奈川県令沖守固代理

神奈川県少書記官 磯貝静蔵

シ其地主並仝町村内地主ハ勿論四隣接続町村地主ノ連署シタル願 新タニ劇場ヲ設ケ営業ヲ為サント欲スル者ハ其場所ヲ詳記

書ニ図面ヲ添ヘ戸長ノ奥書ヲ受ケ郡区役所ヲ経テ本庁ニ出願許可

ヲ受クヘシ

但廃業スルトキハ本文ノ手続ニヨリ其旨届出ツヘシ

第二条 条ノ手続ニヨリ更ニ出願許可ヲ受クヘシ 既ニ許可ヲ得タル場所ヲ他ニ移転営業セントスルトキハ前

定席ニアラスシテ一時演劇興行ヲナサントスルモノハ其場

所及四隣地主ノ連署シタル願書ニ戸長ノ奥書ヲ受ケ所管郡区役所 出願許可ヲ受クヘシ

第四条 又ハ分署へ届出ツヘシ 演劇興行者ハ其都度予メ仕組帳ヲ添ヒ其題号ヲ所管警察署

淫行醜態ニシテ風俗ヲ敗壊スル事

第五条

左ノ諸項ヲ禁ス

忠孝貞節ノ倫理ヲ顚倒シ勧善懲悪ノ旨意ヲ失スル事

営業ノ認可ヲ受ケス又ハ停業中ノ俳優又ハ芸人ヲ出席セシム

四 Ŧ. 種 観客ヲ俳優又ハ芸人ノ休憩所へ立入ラシムル事 々ノ名義ヲ以テ観客ニ闡ヲ売リ出金ヲ促ス事

ル事

第六条 座席及ヒ則ヲ清潔ニスヘシ

第七条 夜ハ十二時限リ閉場スへシ

第八条 観客退去ノ節混雑セザル様注意スヘシ

第九条 木戸銭等ヲ取ラスシテ興業スルモノモ揮テ此規則ニ遵フへ

甲第二百三十七号

観物場取締規則別冊 ノ通相定メ来ル明治十五年一月一日ヨリ施行候

条此旨布達候事

明治十四年十二月十三日

神奈川県少書記官 神奈川県令沖守固代理

磯貝静蔵

(別冊)

観物場取締規則

第 芸ヲ演シ又ハ禽獣ヲシテ技芸ヲ演サシメ観覧ニ供スルノ場所ヲ云 条 観物場トハ天産又ハ人造ノ物品并足芸軽業手踊曲馬其他技

第二条 記載シ戸長ノ奥書ヲ以テ所轄郡区役所へ願出許可ヲ受クヘシ 前条ノ場所ヲ設ケ営業セント欲スル者ハ其場所及ヒ日数ヲ

第三条 前条営業者ハ興行ノ都度其物品又ハ仕組ヲ記載シ所管警察

署又ハ分署へ届出へシ

第四条 左ノ諸項ヲ禁ス

人造物ヲ天造物ト唱ヘ又ハ贋造ヲ真ト称シ其他人智ノ発達ヲ

妨タクル事

= 三 醜態ヲ顕ハシ其他風俗ヲ乱ス事 看板ト実物ト相違スル事

寄席取締規則別冊 甲第二百四十号

右ニ関スル従前ノ布達ハ仝日限リ廃止ト心得ヘシ此旨布達候事

ノ通相定メ来ル明治十五年一月一日ヨリ施行候条

第六条 第五条 四 但神仏祭典等ノ節社寺境内ニ於テ興業スルハ本文ノ限リニアラ 但神仏祭典ノ節ハ此限ニアラス 木戸銭又ハ見料ノ外種々ノ名義ヲ以テ来客ニ出金ヲ促ス事 横浜区内ニ於テハ左ニ記載スル場所ノ外興行スルヲ許サス 夜ハ十二時限リ閉場スヘシ

ス

願ニ不及候事

明治十四年十二月十四

日

神奈川県令沖守固代理

磯貝静蔵

神奈川県少書記官

(別冊)

第一 条 寄席取締規則 寄席営業ヲナサント欲スル者ハ其場所ヲ詳記シ戸長ノ奥書

ヲ以テ所轄郡区役所へ出願許可ヲ受クヘシ

伊勢佐木町弐丁目 福富町壱丁目

松ケ枝町

但廃業スルトキハ其旨本文ノ手続ニヨリ届出ツヘシ

第二条 既ニ許可ヲ得タル場所ヲ他ニ移転営業セント欲スルトキ

第三条 講談(年 談)

蓬萊町 羽衣町

四 手品

 \equiv

唱歌

浄瑠理(ママ)

Ŧi. 落語

六 写シ絵 音曲

七

181

但既ニ許可ヲ得タル者ニシテ引続キ営業セント欲スル者 ハ別ニ出

前条ノ手続ニヨリ更ニ出願許可ヲ受クヘシ

若竹町 姿見町

梅ケ枝町

寄席ニ於テ興行スルハ左ノ諸項ニ限ルモノトス

第四条 八 操人形

左ノ諸項ヲ禁ス

猥褻ナル講談落語浄瑠理唱歌身振写シ絵

忠孝貞節ノ倫理ヲ顚倒シ勧善懲悪ノ旨意ヲ失スルノ講談浄瑠

理 演劇類似ノ所作

六 Ŧ. 燈火ヲ消シ又ハ蔽ヒ客席ヲ暗黒ニスル事 種々ノ名義ヲ以テ来客へ鬮ヲ売リ出金ヲ促ス事

四

来客ヲ芸人ノ休息所へ立入ラシムル事

七 営業ノ認可ヲ得ス又ハ停業中ノ芸人ヲ出席セシムル事

第五条

座席及ヒ厠ヲ清潔ニスヘシ

乙第三十一号

第六条 夜ハ十二時限リ閉席スへシ

第七条 来客退去ノ節混雑セサル様注意スヘシ

第八条 木戸銭等ヲ取ラスシテ興行スルモノモ揮テ此規則ニ遵フへ

第九条 此規則ニ背クモノハー 日ノ拘留ニ処シ又ハ拾銭以上一円以

ノ科料ニ処ス

乙第十二号

(五)

従来学校等ヲ仮用シテ諸般ノ集会ヲ挙行スル向モ有之候処其行為

少ナカラサル儀ニ付自分学校ヲ右ニ充用セシメサルハ勿論都テ不取 遊興弄戯ニ属スルモノ并ニ言論ノ猥褻詭激ニ渉ルモノハ教育上妨害

締無之様注意可致此旨相達候事

明治十五年一月卅 日

神奈川県令 沖

守固

学戸郡 務長 委役 員場所

神奈川県令

届出

明治十五年三月十日 ヘシ此旨相達候事 当日行為言論ノ事項並諸般ノ景況等逐

一取調郡区役所ヲ経テ県庁

シメントスルトキハ其事由及趣旨ヲ具シ郡区長ノ認可ヲ受クヘク且

学校ヲ集会ニ充用取締方ノ儀ニ付本年月乙第十二号ヲ以テ相達候趣

「有之候付テハ自今止ムヲ得サル事由アリテ学校ヲ集会等ニ充用

沖 守固

182

学戸郡 務長区 委役役 員場所